

令和4年5月13日

昭島市公民館

館長 立川 豊 殿

第20期昭島市公民館運営審
議会 長 山 崎



新型コロナウイルス感染症のなかの公民館の在り方（建議）

前期公民館運営審議会からの公民館の基本方針の答申が、新型コロナウイルス感染症の広がり、今期の審議会に申し送りされたが、この感染症の広がり
は現在も収まってはいない。

そこで今期審議会では、この感染症のなか公民館は当面どのようにあったら
いいのかを研究協議してきたので、建議という形で意見具申をいたしたい。

第20期昭島市公民館運営審議会

会長	山崎 功
副会長	大串 隆吉（小委員会委員長）
委員	星野 典靖
	佐々木 徹
	井ヶ田 博
	宮里 成子
	高橋 靖和（小委員会）
	三木 千栄美（小委員会）
	菅原 文夫
	久保 千晶（小委員会）

新型コロナウイルス感染症のなかの公民館の在り方

1. パンデミックとは

パンデミックとは感染症が世界的規模で同時に流行することを言う（デジタル大辞林）。例として、ペスト（14 世紀、17 世紀、19 世紀に流行）やスペイン風邪（1918, 19 年に全世界に拡大）が挙げられる。スペイン風邪は第一次世界大戦中に兵士に拡大して、その終戦を早めた。

2020 年 2 月になるとコロナ感染拡大をさけるために三密の危険が指摘されてきた。これは社会教育にとって大きな問題です。なぜなら社会教育は、自己教育、相互教育、すなわち自分自身を教育するとともに家族やグループなど人が集まる場所でお互いに教育しあうことだと言われている。パンデミックの中では、この相互教育ができにくく、お互い励まし合い、支え合うことが非常に大切になっている。

三密を避けながら、相互連携、相互教育、自己教育を行うことを考えなければならない。必要な道具として、パソコン、インターネット、電話などの通信機械を使い、困ったときはだれとでも相談できるネットワークや集まる場をつくる工夫がもとめられている。

昭島市公民館は、2020 年 5 月は閉館となり、また緊急事態宣言が出されたことにより 2020 年度の利用率は全体で 19%の減少となった。しかし、2021 年度になり緊急事態宣言の解除により増加に転じた。

昭島市公民館は、再開に当たり、6 月 5 日に「公民館を利用されるみなさまへ」と題した文書を配布した。そこでは、次の利用注意事項が感染症対策として出されている。（『あきしま公民館だより』2020 年 8 月 1 日号）

利用者は「原則、昭島市民、市内で活動している団体のみの利用とすること」にし、次の 3 条件のいずれかにある者には、利用をおことわりすることにした。

- ① 本人や同居家族に発熱や体調不良などの症状のある方
- ② 本人や同居家族が、2 週間以内に海外に行った方
- ③ 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染している、もしくは感染が疑われる症状のある方と接触した方

コロナ感染は、減少に転じたが根絶されたわけではないので、注意事項は引き続き利用されるだろう。

2. 公民館の役割と在り方

社会教育法第 20 条は公民館の目的を次のように定めている。「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、以て住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」。

この目的にある「健康の増進」はパンデミックの中で人々の重要な共通課題になっている。「健康の増進」は個々の気づきや行動によるが、気づきはメディアや行政によるお知

らせと会話が大切であり、間違った情報や不正確な情報も多く質問と回答及び情報の提供と相談のシステムをしっかりと作りたい。その一翼に公民館は「公民館利用時の感染症対策チェックシート」の活用が大切である。

コロナ感染の拡大を避けるためにスカイプなどインターネットの利用が増えている。特に、コロナ感染により在宅勤務が推奨される中で、これらを使った会議、集まりが増えており、感染を避けながら相互教育の機会を作る試みである。それはコロナ感染の中で人の交流に役に立つ技術と道具の設定は必要である。Zoom や Webex、スカイプなどインターネット等の初心者に向けた講座を開いたり、気軽に相談できる窓口を開設したりできる環境を早急に整えていくことが大切であり、丁寧な援助が必要である。例えば、職員が同伴する、あるいは当事者の助け合いを援助するなど、積極的な市民への働きかけは今後、更に必須となっていくと考えられる。

同時に、直接人と会い、行動を共にし、何かを作りながら、お互いの自己形成を確かめ合う機会を作ること忘れてはならない。インターネットの利用と、対面で繋がり合うバランスを考えていくことが大切である。もちろん、対面が一番であるが、インターネットとのハイブリッド形式でも動いていけるよう、公教育（学校教育）、同様、社会教育も転換の時期にきていることは否めない。

公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえながら、「公民館利用時の感染症対策チェックシート」を利用者に徹底する必要がある。それらは、相互教育・自己教育の機会を守るために必須である。

IT の活用については、平成 30（2018）年の建議書「昭島市民大学の検討及び提言」、平成 28（2016）年の答申「市民が集う公民館主催事業のありかたについて」では取り上げられていなかった。しかし、コロナ感染拡大をきっかけに、IT 活用の必要が自覚されている。IT の活用を図るには、研修の機会を高齢者や異年齢層の多くの市民にも作っていかなければならない。令和 3 年 10 月に社会教育課社会教育係の主催で「中高年のためのパソコン研修会」が開かれた。こうした機会を公民館においても拡大していきたい。

自己教育は、相互教育の助けを借りて自分で自分を育てること、このパンデミックを、逆手にとって、我々が豊かになっていくにはどうしたらいいのか、そのための学習課題は何であろうかを官民一体となり、前向きに考えていかなければならない。

昭島市公民館は「昭島市公民館主催事業等のイメージ図」（平成 27 年、2015 年）に見られるように多様な領域の主催事業を行っている。これを、先の予防ガイドラインを生かしながら、継続させたい。コロナ禍だからこそ、人々の緊張を和らげ、交流しようという前向きの感情を生み出すには芸術の力・文化活動のエネルギーが、今こそ大きな役割を発揮する時である。音楽の力をはじめ、落語、朗読、人形劇等の表現活動の蓄積を生かすことが必要である。また、市民大学の役割については、平成 30（2018）年に建議書「昭島市民大学の検討及び提言」をまとめている。この実績もふまえ、更に市民大学の質の向上を図っていくことも大事である。

公民館を多くの市民に知ってもらい、集い、学び、つながるためにはどのように市民に周知し、身近に感じてもらえるかを考えていかなければならない。

3. 今回の建議検討の際に指摘されはしたが、深み切れなかった問題がある。それらを以下に挙げる。引き続き検討の課題としたい。

- (1) 正確な情報の発信（コロナ感染、パンデミックについての正確な情報の発信）
- (2) 学ぶ条件の整備（オンラインやシールドの整備・充実）
- (3) 学校教育、地域、外国籍、障害者等インクルーシブな地域に根付く開かれた公民館
- (4) 若い親世代への利用促進（保育室を積極的に利用した、若い親世代への学びの充実を図る）
- (5) 災害時の拠点となる安全・安心の居場所としての公民館の在り方
- (6) 公民館便りの各地域への配布（各自治会会員、全戸配布を目指す方法を考える）
- (7) 地域公民館の配置の工夫・出前講座等の開催
- (8) 公民館職員の専門性の確保（研修、資格）